

令和 7 年 1 月 22 日

令和 7 年 鳥羽市議会会議
提 出 議 案

鳥羽市長

令和7年12月22日会議提出議案一覧表

議案第 57 号	令和7年度鳥羽市一般会計補正予算（第8号）	・・・ 別冊
議案第 58 号	令和7年度鳥羽市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	・・・ 別冊
議案第 59 号	令和7年度鳥羽市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	・・・ 別冊
議案第 60 号	令和7年度鳥羽市定期航路事業特別会計補正予算（第3号）	・・・ 別冊
議案第 61 号	令和7年度鳥羽市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	・・・ 別冊
議案第 62 号	令和7年度鳥羽市水道事業会計補正予算（第4号）	・・・ 別冊
議案第 63 号	令和7年度鳥羽市下水道事業会計補正予算（第2号）	・・・ 別冊
議案第 64 号	鳥羽市分課組織条例の一部改正について	・・・ 1
議案第 65 号	鳥羽市職員給与条例の一部改正について	・・・ 4
議案第 66 号	鳥羽市職員の通勤手当支給に関する条例の一部改正について	・・・ 20

議案第 64 号

鳥羽市分課組織条例の一部改正について

鳥羽市分課組織条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 1 月 22 日 提出

令和 7 年 月 日

鳥羽市長 小竹 篤

提案理由

効率的な業務執行を図り、施策を着実に推進する体制を整備するため、組織を見直したく、本提案とするものである。

鳥羽市分課組織条例の一部を改正する条例

鳥羽市分課組織条例（昭和59年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中

「企画財政課」を

「地域創生課

財政課に

政策秘書課」

改める。

第2条中「企画財政課」を「地域創生課」に改め、同条第1号中「及び調整」を削り、同条第6号中「デジタル施策」の次に「及び情報施策」を加え、同条中第7号を削り、第8号を第7号とする。

第12条を第14条とし、第4条から第11条までを2条ずつ繰り下げる。

第3条中第4号から第8号までを削り、第9号を第4号とし、同条を第5条とし、第2条の次に次の2条を加える。

第3条 財政課において分掌すべき事務は、次のとおりとする。

- (1) 財政に関すること。
- (2) 公有財産の管理、取得及び処分に関すること。
- (3) 工事等請負契約に関すること。

第4条 政策秘書課において分掌すべき事務は、次のとおりとする。

- (1) 政策の総合調整に関すること。
- (2) 秘書に関すること。
- (3) 広報に関すること。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(鳥羽市総合計画審議会条例の一部改正)

2 鳥羽市総合計画審議会条例（昭和60年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第7条中「企画財政課」を「地域創生課」に改める。

(鳥羽市行政改革推進委員会条例の一部改正)

3 鳥羽市行政改革推進委員会条例（平成7年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第6条中「企画財政課」を「地域創生課」に改める。

(鳥羽市産業振興審議会条例の一部改正)

4 鳥羽市産業振興審議会条例（昭和44年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第10条中「企画財政課」を「地域創生課」に改める。

(鳥羽市国土利用計画審議会条例の一部改正)

5 鳥羽市国土利用計画審議会条例（昭和56年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第9条中「企画財政課」を「地域創生課」に改める。

議案第 65 号

鳥羽市職員給与条例の一部改正について

鳥羽市職員給与条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 1 月 22 日 提出

令和 7 年 月 日

鳥羽市長 小竹 篤

提案理由

人事院勧告に基づき本市職員の給料、初任給調整手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当を引き上げる改正を行いたく、本提案とするものである。

鳥羽市職員給与条例の一部を改正する条例

第1条 鳥羽市職員給与条例（昭和31年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「416,600円」を「417,600円」に改める。

第37条中「4,400円」を「4,700円」に、「6,600円」を「7,050円」に改め、同条ただし書中「22,000円」を「23,500円」に改める。

第43条第2項中「100分の125」を「、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100の127.5」に、「100分の105」を「6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5」に改め、同条第3項中「100分の70」との次に「、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」とを、「100分の60」との次に「、「100分の107.5」とあるのは「100分の62.5」と」を加える。

第44条第2項第1号中「加算した額に」の次に「、「6月に支給する場合には」を、「100分の125)」の次に「、「12月に支給する場合には100分の107.5(特定幹部職員にあっては、100分の127.5)」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、「6月に支給する場合には」を、「100分の60)」の次に「、「12月に支給する場合には100分の52.5(特定幹部職員にあっては、100分の62.5)」を加える。

別表第2及び別表第3を次のように改める。

別表第2（第2条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額

定年 前再用 短時間勤務職員以外の職員	1	百円 1,958	百円 2,420	百円 2,763	百円 3,098	百円 3,326	百円 3,668
	2	1,969	2,433	2,773	3,113	3,344	3,685
	3	1,981	2,447	2,783	3,127	3,362	3,701
	4	1,992	2,461	2,793	3,141	3,379	3,717
	5	2,003	2,475	2,803	3,155	3,396	3,733
	6	2,020	2,489	2,813	3,166	3,413	3,751
	7	2,036	2,503	2,822	3,176	3,430	3,766
	8	2,052	2,517	2,832	3,188	3,446	3,782
	9	2,067	2,531	2,842	3,200	3,462	3,795
	10	2,084	2,543	2,852	3,216	3,479	3,811
	11	2,100	2,556	2,862	3,232	3,496	3,827
	12	2,116	2,569	2,872	3,248	3,512	3,842
	13	2,131	2,581	2,882	3,262	3,527	3,861
	14	2,148	2,593	2,895	3,278	3,543	3,880
	15	2,165	2,605	2,908	3,294	3,559	3,899
	16	2,182	2,617	2,920	3,310	3,574	3,917
	17	2,194	2,628	2,932	3,324	3,588	3,932

	18	2, 210	2, 639	2, 945	3, 341	3, 605	3, 950
	19	2, 226	2, 650	2, 957	3, 357	3, 621	3, 967
	20	2, 241	2, 661	2, 969	3, 373	3, 637	3, 983
	21	2, 256	2, 670	2, 979	3, 387	3, 648	4, 000
	22	2, 272	2, 680	2, 991	3, 404	3, 663	4, 014
	23	2, 288	2, 690	3, 003	3, 421	3, 678	4, 028
	24	2, 304	2, 700	3, 016	3, 437	3, 693	4, 042
	25	2, 320	2, 710	3, 029	3, 449	3, 710	4, 056
	26	2, 337	2, 719	3, 039	3, 468	3, 728	4, 068
	27	2, 350	2, 727	3, 049	3, 485	3, 744	4, 080
	28	2, 363	2, 736	3, 059	3, 501	3, 761	4, 090
	29	2, 376	2, 744	3, 070	3, 516	3, 775	4, 101
	30	2, 387	2, 752	3, 082	3, 532	3, 788	4, 113
	31	2, 398	2, 760	3, 093	3, 548	3, 800	4, 124
	32	2, 409	2, 767	3, 105	3, 564	3, 814	4, 135
	33	2, 420	2, 774	3, 116	3, 581	3, 825	4, 142
	34	2, 429	2, 782	3, 129	3, 599	3, 834	4, 149
	35	2, 438	2, 790	3, 142	3, 617	3, 844	4, 155

	36	2, 448	2, 796	3, 155	3, 635	3, 854	4, 162
	37	2, 458	2, 803	3, 167	3, 650	3, 862	4, 168
	38	2, 467	2, 811	3, 180	3, 664	3, 871	4, 174
	39	2, 476	2, 818	3, 193	3, 678	3, 880	4, 179
	40	2, 484	2, 825	3, 206	3, 692	3, 888	4, 183
	41	2, 492	2, 832	3, 219	3, 707	3, 896	4, 187
	42	2, 499	2, 839	3, 231	3, 715	3, 904	4, 189
	43	2, 505	2, 846	3, 244	3, 724	3, 912	4, 192
	44	2, 511	2, 853	3, 255	3, 734	3, 919	4, 195
	45	2, 518	2, 860	3, 264	3, 743	3, 926	4, 198
	46	2, 524	2, 866	3, 277	3, 754	3, 933	4, 201
	47	2, 530	2, 873	3, 290	3, 763	3, 940	4, 204
	48	2, 536	2, 879	3, 303	3, 773	3, 947	4, 207
	49	2, 541	2, 886	3, 314	3, 782	3, 952	4, 209
	50	2, 547	2, 892	3, 327	3, 789	3, 958	4, 212
	51	2, 553	2, 899	3, 339	3, 796	3, 964	4, 214
	52	2, 558	2, 906	3, 351	3, 802	3, 971	4, 217
	53	2, 562	2, 911	3, 364	3, 806	3, 975	4, 219

	54	2, 566	2, 917	3, 374	3, 812	3, 981	4, 222
	55	2, 569	2, 923	3, 385	3, 818	3, 987	4, 225
	56	2, 572	2, 930	3, 396	3, 825	3, 992	4, 228
	57	2, 575	2, 936	3, 403	3, 828	3, 996	4, 230
	58	2, 578	2, 942	3, 412	3, 835	4, 002	4, 233
	59	2, 581	2, 948	3, 419	3, 842	4, 008	4, 236
	60	2, 584	2, 955	3, 427	3, 848	4, 013	4, 238
	61	2, 587	2, 961	3, 435	3, 851	4, 017	4, 240
	62	2, 590	2, 967	3, 439	3, 856	4, 022	4, 243
	63	2, 593	2, 972	3, 444	3, 862	4, 027	4, 246
	64	2, 596	2, 977	3, 451	3, 868	4, 033	4, 248
	65	2, 599	2, 982	3, 459	3, 871	4, 036	4, 250
	66	2, 602	2, 988	3, 466	3, 877	4, 040	4, 253
	67	2, 605	2, 993	3, 473	3, 884	4, 043	4, 256
	68	2, 608	2, 999	3, 479	3, 890	4, 047	4, 258
	69	2, 611	3, 003	3, 484	3, 894	4, 050	4, 260
	70	2, 614	3, 008	3, 490	3, 899	4, 053	4, 263
	71	2, 617	3, 013	3, 495	3, 905	4, 056	4, 266

	72	2, 620	3, 019	3, 501	3, 910	4, 058	4, 268
	73	2, 623	3, 024	3, 504	3, 915	4, 060	4, 270
	74	2, 626	3, 028	3, 509	3, 921	4, 063	
	75	2, 629	3, 031	3, 512	3, 925	4, 066	
	76	2, 632	3, 034	3, 516	3, 928	4, 068	
	77	2, 635	3, 036	3, 520	3, 932	4, 070	
	78	2, 638	3, 039	3, 525	3, 937	4, 073	
	79	2, 641	3, 041	3, 530	3, 941	4, 076	
	80	2, 644	3, 044	3, 535	3, 945	4, 078	
	81	2, 647	3, 046	3, 538	3, 949	4, 080	
	82	2, 650	3, 048	3, 542	3, 954	4, 083	
	83	2, 653	3, 051	3, 546	3, 958	4, 086	
	84	2, 656	3, 053	3, 550	3, 962	4, 088	
	85	2, 659	3, 056	3, 553	3, 965	4, 090	
	86	2, 662	3, 058	3, 557			
	87	2, 665	3, 061	3, 561			
	88	2, 668	3, 064	3, 565			
	89	2, 671	3, 067	3, 567			

	90	2, 674	3, 070	3, 571			
	91	2, 677	3, 073	3, 575			
	92	2, 680	3, 076	3, 579			
	93	2, 683	3, 078	3, 581			
	94		3, 080	3, 584			
	95		3, 083	3, 588			
	96		3, 087	3, 591			
	97		3, 089	3, 594			
	98		3, 092	3, 598			
	99		3, 095	3, 602			
	100		3, 099	3, 606			
	101		3, 101	3, 611			
	102		3, 104	3, 615			
	103		3, 107	3, 619			
	104		3, 110	3, 623			
	105		3, 112	3, 628			
	106		3, 115	3, 632			
	107		3, 118	3, 635			

	108		3, 121	3, 638			
	109		3, 123	3, 642			
	110		3, 126				
	111		3, 130				
	112		3, 133				
	113		3, 135				
	114		3, 137				
	115		3, 140				
	116		3, 144				
	117		3, 146				
	118		3, 148				
	119		3, 151				
	120		3, 154				
	121		3, 157				
	122		3, 159				
	123		3, 162				
	124		3, 165				
	125		3, 168				

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給 料月額					
		百円 2,003	百円 2,278	百円 2,695	百円 2,901	百円 3,057	百円 3,319

別表第3（第2条関係）

医療職給料表

職員 の区 分	職務の 級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	1	百円 3,056	百円 4,156	百円 4,703	百円 5,662
	2	3,079	4,183	4,723	5,723
	3	3,102	4,209	4,742	5,774
	4	3,124	4,233	4,761	5,821
	5	3,145	4,256	4,775	5,864
	6	3,180	4,278	4,792	5,907
	7	3,215	4,298	4,810	5,941
	8	3,249	4,319	4,828	5,970

	9	3, 283	4, 340	4, 846	5, 995
	10	3, 318	4, 355	4, 863	6, 018
	11	3, 352	4, 370	4, 881	
	12	3, 386	4, 385	4, 899	
	13	3, 420	4, 399	4, 917	
	14	3, 455	4, 413	4, 934	
	15	3, 489	4, 428	4, 952	
	16	3, 523	4, 442	4, 970	
	17	3, 557	4, 455	4, 988	
	18	3, 588	4, 470	5, 007	
	19	3, 620	4, 484	5, 026	
	20	3, 652	4, 498	5, 045	
	21	3, 685	4, 511	5, 064	
	22	3, 716	4, 526	5, 081	
	23	3, 747	4, 540	5, 099	
	24	3, 777	4, 554	5, 117	
	25	3, 808	4, 568	5, 133	
	26	3, 831	4, 582	5, 151	

	27	3, 854	4, 595	5, 169	
	28	3, 876	4, 609	5, 184	
	29	3, 895	4, 623	5, 198	
	30	3, 912	4, 636	5, 215	
	31	3, 929	4, 650	5, 233	
	32	3, 947	4, 664	5, 250	
	33	3, 964	4, 677	5, 265	
	34	3, 982	4, 691	5, 278	
	35	3, 998	4, 704	5, 291	
	36	4, 011	4, 718	5, 304	
	37	4, 025	4, 732	5, 314	
	38	4, 039	4, 749	5, 327	
	39	4, 053	4, 765	5, 340	
	40	4, 067	4, 780	5, 353	
	41	4, 082	4, 796	5, 363	
	42	4, 089	4, 808	5, 371	
	43	4, 095	4, 819	5, 379	
	44	4, 101	4, 830	5, 387	

	45	4, 109	4, 840	5, 396	
	46	4, 115	4, 849	5, 404	
	47	4, 121	4, 858	5, 412	
	48	4, 126	4, 866	5, 419	
	49	4, 131	4, 873	5, 427	
	50	4, 135	4, 880	5, 435	
	51	4, 140	4, 887	5, 442	
	52	4, 144	4, 893	5, 451	
	53	4, 148	4, 899	5, 460	
	54	4, 151	4, 906	5, 468	
	55	4, 154	4, 912	5, 477	
	56	4, 158	4, 918	5, 486	
	57	4, 161	4, 921	5, 494	
	58	4, 165	4, 927	5, 502	
	59	4, 168	4, 933	5, 510	
	60	4, 172	4, 940	5, 517	
	61	4, 176	4, 944	5, 525	
	62	4, 179	4, 950	5, 534	

	63	4, 182	4, 957	5, 543	
	64	4, 185	4, 964	5, 552	
	65	4, 188	4, 968	5, 560	
	66		4, 974	5, 569	
	67		4, 980	5, 578	
	68		4, 985	5, 587	
	69		4, 990	5, 595	
	70		4, 995	5, 604	
	71		5, 000	5, 613	
	72		5, 005	5, 622	
	73		5, 009	5, 630	
	74		5, 014		
	75		5, 018		
	76		5, 022		
	77		5, 027		
	78		5, 033		
	79		5, 038		
	80		5, 042		

	81		5, 047		
	82		5, 053		
	83		5, 059		
	84		5, 064		
	85		5, 069		
定年 前再 任用 短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		百円 3, 129	百円 3, 565	百円 4, 128	百円 4, 885

第2条 鳥羽市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第43条第2項中「、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100の127.5」を「100の126.25」に、「、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の106.25」とあるのは「100分の61.25」とする。

第44条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の105」を「100分の106.25」に、「100分の125)、12月に支給する場合には100分の107.5（特定幹部職員にあっては、100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の50」を「100分の51.25」に、「100分の60)、12月に支給する場合には100分の52.5（特定幹部職員にあっては、100

分の62.5」を「100分の61.25」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

第2条 第1条の規定（鳥羽市職員給与条例（以下「給与条例」という。）第43条第2項及び第3項並びに第44条第2項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定は、令和7年4月1日から適用し、第1条の規定（給与条例第43条第2項及び第3項並びに第44条第2項の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定は、令和7年12月1日から適用する。

(給与の内払)

第3条 第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条の規定による改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

第4条 第2条及び前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第 66 号

鳥羽市職員の通勤手当支給に関する条例の一部改正について

鳥羽市職員の通勤手当支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 1 月 22 日 提出

令和 7 年 月 日

鳥羽市長 小竹 篤

提案理由

人事院勧告に基づき本市職員の通勤手当を見直したく、本提案とするものである。

鳥羽市職員の通勤手当支給に関する条例の一部を改正する条例

鳥羽市職員の通勤手当支給に関する条例（昭和37年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項第2号中「次に掲げる職員の区分に応じ、」を削り、「それ次に」を「66,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて」に改め、同号ウ中「7,100円」を「7,300円」に改め、同号エ中「10,000円」を「10,400円」に改め、同号オ中「12,900円」を「13,500円」に改め、同号カ中「15,800円」を「16,600円」に改め、同号キ中「18,700円」を「19,700円」に改め、同号ク中「21,600円」を「22,800円」に改め、同号ケ中「24,400円」を「25,900円」に改め、同号コ中「26,200円」を「29,100円」に改め、同号サ中「28,000円」を「32,300円」に改め、同号シ中「29,800円」を「35,500円」に改め、同号スを次のように改める。

ス 使用距離が片道60キロメートル以上65キロメートル未満である職員
38,700円

第1条第2項第2号に次のように加える。

セ 使用距離が片道65キロメートル以上70キロメートル未満である職員
42,200円

ソ 使用距離が片道70キロメートル以上75キロメートル未満である職員
45,700円

タ 使用距離が片道75キロメートル以上80キロメートル未満である職員
49,200円

チ 使用距離が片道80キロメートル以上85キロメートル未満である職員
52,700円

ツ 使用距離が片道85キロメートル以上90キロメートル未満である職員
56,200円

テ 使用距離が片道90キロメートル以上95キロメートル未満である職員
59,600円

ト 使用距離が片道95キロメートル以上100キロメートル未満である職員
21

63,000円

ナ 使用距離が片道100キロメートル以上である職員 66,400円

第1条第6項を同条第7項とし、同条第5項中「自動車等」の次に「及び駐車場等」を加え、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第6項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲で1か月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 第2項の規定による額

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。ただし、第1条第4項の規定は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この附則第1項の規定に関わらず、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における改正後の鳥羽市職員の通勤手当支給に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第1条第2項第2号中「ス 使用距離が片道60キロメートル以上65キロメートル未満である職員 38,700円」から「ナ 使用距離が片道100キロメートル以上である職員 66,400円」とあるのは「ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 38,700円」と読み替える。

(通勤手当の内扱)

3 改正前の鳥羽市職員の通勤手当支給に関する条例の規定に基づいて、適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に支払われた通勤手当は、改正後の条

例の規定による通勤手当の内払とみなす。

(鳥羽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 4 鳥羽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第27条第2項中「第6項」を「第7項」に改める。

(語学指導等を行う外国青年の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 5 語学指導等を行う外国青年の報酬及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第6項」を「第7項」に改める。